

2022年6月1日から

# 指定難病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

- 2022年6月1日以降、宮崎県が発行する医療受給者証には、  
「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県又は政令指定都市の指定する難病指定医療機関」と記載します。
- そのため、「各都道府県又は政令指定都市の指定する難病指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・政令指定都市のホームページにてご確認ください。



2022年5月31日まで

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…



2022年6月1日から

「各都道府県又は政令指定都市の指定する難病指定医療機関」

「各都道府県又は政令指定都市の指定する難病指定医療機関」だから、手続きしないで利用できる！



## 《留意事項》

- 受給者証の記載は変更になりましたが、利用方法については、これまでと変更ありません。
- これまでと同様に、指定医療機関以外の医療機関での受診等は、医療費助成の対象になりません。
- 医療費助成の対象となるのは、受給者証に記載された病名及びこれに付随して発生する傷病に関して行われる診療等のみです。

《現在お持ちの医療受給者証に「個別の指定医療機関の名称」が記載されている方へ》

「個別の指定医療機関の名称」が記載された受給者証についても、取扱いは上記と同様で、2022年6月1日以降は、各都道府県等が指定する難病指定医療機関であれば、受給者証に医療機関名が記載されていない場合も医療費助成の対象となります。

次回更新時までそのままご使用ください。

## 【問い合わせ先】

宮崎県福祉保健部健康増進課 母子保健・医療支援担当 (TEL:0985-44-2621)

又はお住まいの市町村を管轄する保健所までお問い合わせください